

令和3年12月 日

小城市長 江里口 秀次 様

小城市男女共同参画審議会
会 長 吉 岡 剛 彦

第3次小城市男女共同参画プランについて（答申）

令和3年9月27日付け小企第355号をもって諮問された、第3次小城市男女共同参画プランの策定について、当審議会の答申を別紙「第3次小城市男女共同参画プラン（案）」のとおりとします。

本答申を踏まえ、新たな男女共同参画プランを策定するよう、要請します。

なお、次のことに配慮して行政、市民、事業所やCSO等と連携、協働してプランの目標及び成果目標の達成を期待します。

目標 『～男女がともに認め合い、支えあい、
希望あふれる小城市をめざして～』

基本目標Ⅰ 「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」

男女共同参画社会の実現のためには、SDGsの理念や関連性を意識しながら、男女の人権尊重はもとより、それぞれの個性や能力を十分に発揮して、個性に応じた生き方ができる持続可能な地域社会づくりが必要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識の解消を図り、誰もが認めあい、支えあい、家庭や地域、社会の場などあらゆる場面における男女の平等意識の向上につながる一人一人の行動変容に向けた啓発活動が必要です。

基本目標Ⅱ 「男女が共に参画する社会づくり」

少子・高齢化社会においては、男女が共に参画する社会づくりを進めるためには、家庭における家事や育児、介護などの負担や、地域活動での性別による役割分担などを是正し、男女が対等な構成員として様々な場で活躍することが必要です。

また、市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の拡大に向けて、審議会等委員への積極的な女性登用の推進や、女性人材の育成が求められています。

基本目標Ⅲ 「仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」

男女を問わず、仕事と生活を調和させるには、多様な働き方や生き方を認めあう意識改革が必要です。

また、女性が活躍できる働きやすい環境づくりの実現のためには、子育てや介護を支援する環境整備が必要です。あわせて、事業所のモデルとなるため、市役所の働き方改革や、管理・監督職における男女の均等な機会と待遇の確保などの取組が求められています。

基本目標Ⅳ 「誰もが安心して暮らせる社会づくり」

誰もが安心して暮らせる社会づくりには、健康的な生活を営むため、ひとり親家庭、高齢者、障害のある人、外国人、性的少数派など、あらゆる困難を抱えるすべての人に対する多様性を尊重した環境づくりや支援が必要です。

また、人権侵害であるハラスメント等の防止に向けた啓発活動が求められています。

基本目標Ⅴ 「配偶者等に対する暴力のない社会づくり」

配偶者等に対する暴力のない社会づくりの実現のためには、いかなる場合であつても犯罪ともなりうる人権侵害は決して許されないものであり、個人の尊厳を傷つける暴力は許さない、という意識を社会全体に浸透させることが必要です。

また、DV 被害者への支援では、緊急性と安全性に配慮し、関係機関と連携した総合的な取組が必要です。加えて、被害者が、パートナーによる加害行為を DV であると認識し、しかるべき支援を受けられるように、幅広い世代に向けた啓発や相談窓口の周知などが求められています。